

入 札 公 告

荏田町が発注する建設工事について、次のとおり一般競争入札を行いますので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び荏田町契約規則（平成31年規則第8号）第5条第1項の規定により公告します。

令和7年6月11日

荏田町長 遠 田 孝 一

記

- 1 工 事 名 荏田町総合福祉会館改修工事
 - 2 工事場所 荏田町尾倉4丁目1番地7
 - 3 工事概要 建築改修工事（内装改修）
電気設備改修工事（照明コンセント）
機械設備改修工事（空調換気、衛生）
外構改修工事
 - 4 工 期 契約の効力が発生する日（令和7年9月議会予定）から
令和8年7月31日まで
 - 5 入札に参加できる者の形態 単体企業とする
 - 6 予定価格及び最低制限価格
 - (1) 予定価格 179,600,000円（税抜き）
 - (2) 最低制限価格 165,232,000円（税抜き）
 - 7 設計受託業者 株式会社 海渡設計 行橋支社
 - 8 発注課および契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 発注課
〒800-0392 福岡県京都郡荏田町富久町1丁目19番地1
荏田町 福祉課
 - (2) 入札手続き等に関する担当課
〒800-0392 福岡県京都郡荏田町富久町1丁目19番地1
荏田町 財政課 契約担当
 - (3) 工事等に関する担当課
〒800-0392 福岡県京都郡荏田町富久町1丁目19番地1
荏田町 財政課 施設管理室
- ※仕様書に対する質問は、所定の様式でFAXに限り受け付けるものとします。
(詳細は「入札説明書」による) FAX 093-436-3014
- 9 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下施行令という。)
第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)に

関する事項

- (1) 建築一式工事については、令和7年度において、「苅田町建設工事等競争入札参加者の資格及び審査に関する規則」（平成21年10月2日規則第14号）に定める資格を得ている者

- (2) 本町において、常時契約締結先の所在地が福岡県内であること

10 入札参加条件（施行令第167条の5第2項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）に関する事項

入札参加申込時において、次の条件を満たすこと。なお、開札時及び本契約締結時においても同条件を満たすこと

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと
- (2) 苅田町建設工事等入札参加者指名停止措置規程（平成15年告示第42号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中又は、国及び福岡県からの指名停止期間中でないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は更生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く）
- (4) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと
- (5) 建築一式工事について、過去5年以内に公共工事元請施工実績を有すること
- (6) 当該工事に専任で配置できる監理技術者を有すること（建設業法第26条）ただし、入札日以前に3ヶ月以上の直接的・恒常的な雇用関係にある者
- (7) 当該工事に専任で配置できる監理技術者については、監理技術者資格証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講していること（建設業法第26条）
- (8) 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を有して営業年数が3年以上であり、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること
- (9) 経営事項審査における経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「建築一式工事の総合評定値」が、1,000点以上であること。ただし主たる営業所が苅田町内にある者は、建築一式工事について苅田町建設工事競争入札参加資格者名簿の業者等級別格付が、最上位等級に属する者とする

11 入札参加申込みの受付に関する事項

- (1) 申込受付期間

令和7年6月11日（水）から令和7年6月25日（水）までの町の休日を

除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする

(2) 提出先

8 (2) に同じ

(3) 提出書類

競争参加資格確認申請書（様式第 1 号の 1）、同種工事施工実績調書（様式第 2 号）（※）、主任（監理）技術者等の資格及び工事経験調書（様式第 3 号）、工事の内容が確認できる書類（官公庁が発行する履行証明書、請負契約書の写し又はコリンズの写し等）及びその他必要な添付書類

※同種工事とは建設業法第 3 条に定める建築一式工事とする

(4) 提出方法

持参又は郵送（一般書留、簡易書留、レターパックプラス等の郵便物が追跡できる方法でかつ配達時に受け取りが確認できるもの）による

1 2 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間

令和 7 年 6 月 1 1 日（水）から令和 7 年 6 月 2 5 日（水）まで

(2) 交付場所

苅田町公式ホームページよりダウンロードによる交付

1 3 入札書の提出に関する事項

(1) 提出書類

入札書、委任状（必要に応じ）

(2) 提出方法

開札の日時に開札会場に持参のこと

1 4 工事内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（科目別内訳まで）を開札会場で提出すること。なお、提出した工事費内訳書の返却はしない。工事費内訳書の提出がない場合は、失格とする

1 5 現場代理人及び主任技術者等の届の提出

開札会場で提出すること

現場代理人・主任技術者等配置予定通知書の提出がない場合は、失格とする

1 6 開札に関する事項

(1) 日時

令和 7 年 8 月 6 日（水）午後 1 時 3 0 分

(2) 場所

福岡県京都郡苅田町富久町 1 丁目 1 9 番地 1

苅田町役場 4 0 1 会議室（庁舎 4 階）

1 6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、町を被保険者とする履行保証保険契約等（契約金額の100分の10以上の金額）を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する

17 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（入札参加の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中である者等、入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(3) 同一事項入札について、2通以上の入札書を提出した入札

(4) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札

(6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(7) 入札書の記載金額に対応する工事費内訳書の合計金額（110分の100に相当する金額）が一致していない入札

18 落札者の決定の方法

有効な入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内にある者のうち、最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。ただし、最低の価格をもって入札した者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする

19 その他

詳細は入札説明書による